

## 利息制限法等の改正にともなうATM利用手数料にかかるお知らせ

### 当行のキャッシュカード・カードローンをご利用のお客さまへ

- もみじ銀行、山口銀行、北九州銀行、ひろしまネットサービス、4BANKS、愛媛銀行、共同出張所のATMをご利用の場合  
→ **変更ございません**
- 提携金融機関（SCS/MICS 提携・コンビニ、ゆうちょ銀行、イオン銀行）のATMをご利用の場合  
→ 「**総合口座貸越**」および「**カードローン**」のATM利用手数料が、入出金時のご利用金額（貸越部分の変動額）に応じて、以下のとおりとなります。

法（\*1）施行後（平成22年6月18日）より

「総合口座貸越」、 「カードローン」のご利用金額 (入出金時の貸越部分の変動額)	ATM利用手数料 (法令で定められた上限額、 消費税等込)
1万円以下	110円
1万円超	220円

(\*1)「利息制限法施行令」第2条および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」  
第2条（平成19年11月公布）

(例)総合口座普通預金の残高が7,000円のときに12,000円を出金した場合は、取引後の残高は▲5,000円(=7,000円-12,000円)になります。この場合、5,000円の貸越枠を利用したことになり、上記「1万円以下」に該当するため、ATM利用手数料は110円となります。

### ご留意事項

- 提携金融機関でお取引される場合、提携金融機関が発行する「ご利用明細」に記載されるATM利用手数料と、お客さまがご負担されるATM利用手数料とが異なる場合がございます。  
これは差額を当行が負担しているためで、お客さまの口座からは法令の範囲内のATM利用手数料を引落しさせていただきます。
- お客さまが実際に負担されたATM利用手数料については、記載した通帳等によりご確認ください。
- お振込みの場合、上記手数料のほか、別途所定の振込手数料がかかります。

### 提携金融機関のキャッシュカード・カードローンをご利用のお客さまへ

提携金融機関のご都合により、お取引内容によっては、当行が発行する「ご利用明細」に記載されるATM利用手数料と、お客さまが実際にご負担されるATM利用手数料とが異なる場合や、ご利用いただけない場合がございます。

くわしくは、**口座をお持ちの提携金融機関にお問い合わせください。**

(2019年10月1日現在)